

移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

（2019年度）

住 所 千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山四丁目1番12号

事業者名 松戸新京成バス株式会社
代表者名 代表取締役社長 原 一彰

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	ノンステップバス4両導入（2019年度） ※在来車両の代替による導入により4両増車 導入数：101両中64両 導入率63.4%	ノンステップバス4両導入 3両増車 導入数：101両中64両 導入率：63.4%

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車いすによるバスの利用方法掲載	車いすによる乗降方法等をホームページに掲載。（2019年度）	新型コロナウイルス感染拡大の影響により一部車両において車いす対応座席の使用を停止する必要が生じたため未実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
車内における情報提供媒体の視認性の向上	車内の液晶表示機を2画面方式から画面・文字サイズの大きな1画面方式に代替更新し、視認性の向上をはする。併せて日本語表示については漢字の他にひらがなを表示することで読みやすさの向上を図る。（2019年度）	39台代替 3台増設 合計42台導入
地域会議への出席による情報の提供	自治体等が開催する地域会議へ出席し、高齢者優待の乗車制度や高齢者支援の定期券等の告知を行う（2019年度）	2019年11月26日（金曜日）第2回松戸市明第1地区地域包括ケア推進会議出席。運転免許の自主返納者に対する優遇措置を説明。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の知識と技術の向上	障害者差別解消法、高齢者・障害者の方等への接遇に関する座学と車いすの方の乗降支援に関する技術向上のための実技等の社内研修を運行管理者・運転者全員に順次実施する。 (2019年度)	受講者数176名
	高齢者・障害者の方等への接遇と乗降支援に関する技術向上を目的に、運行管理者・運転者を中心にサービス介助基礎研修の受講を推進する。(2019年度)	受講者数7名

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<p>バリアフリー関連業務の主管課として本社営業部に安全推進課を創設(2019年10月16日発足) ホームページや電話で寄せられる利用者の意見等を社内で共有し取組改善に活用。2019年度は意見無し。 松戸市バリアフリー重点整備地区に指定された八柱駅ロータリー再開発計画に参画し必要な協力を実施。2019年度は会議体未設定。</p>

(3) その他

--

II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2020年3月31日現在)

	総車両数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数						公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数						
		計	ノンステップバスの車両数	ワンステップバスの車両数	その他の車両数		計	基準適用除外認定車両数		その他の車両数				
					計	スロープ板を備えたもの		リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの
前年度車両数	100	98	59	39			2	2	0	0				
年度内に供用を開始した車両数	13	12	12	0			1	1	0	0				
年度内に供用を廃止した車両数	9	9	7	2										
年度末車両数	104	101	64	37										

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。

4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。

5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。

7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。